

第5節 火災予防計画

| | | |
|-----|------------------|--|
| 第1項 | 消防力・消防施設等の整備強化対策 | <input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 消防本部 |
| 第2項 | 火災危険箇所等の防火対策 | <input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室 <input type="checkbox"/> 都市政策課 <input type="checkbox"/> 消防本部 |
| 第3項 | 林野火災予防対策 | <input type="checkbox"/> 農林水産課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 森林監視所 <input type="checkbox"/> 森林組合 |
| 第4項 | 防火管理体制の強化対策 | <input type="checkbox"/> 消防本部 |
| 第5項 | 予防指導・査察計画 | <input type="checkbox"/> 消防本部 |

【基本方針】

本市は、企業誘致等に伴う人口増加により市街地周辺での宅地開発が進むとともに、大規模な住宅団地開発もなされている。一方で、旧市街地や古くからの集落等では木造家屋が密集し、火災に対して要注意の地区も残っている。また、建築物の高層化や構造・用途の多様化に対応した特殊消防車両が必要不可欠な状況である。これらの社会に対応した消防活動と効率的な火災防止が行なえるよう、以下の方針のもとに火災予防施策を推進する。

- 1) 消防力、消防設備の整備強化
- 2) 火災危険地区等における防火対策の強化
- 3) 林野火災の防止
- 4) 防火管理体制の強化
- 5) 予防、査察制度の活用

第1項 消防力・消防施設等の整備強化対策

【現況】 【資料編*Ⅰ.4.4、資料編*Ⅱ.1.4】

本市では、火災危険区域等の指定はなされていないが、これまで宅地開発が進められてきた行橋北や行橋南校区では建物が密集している傾向が見られ、また古くからの集落が多い葦島や椿市、延永校区では木造家屋が多くなっている。

火災の発生状況としては、火災総数は毎年20～40件程度であるが、そのうち建物火災は毎年10～20件程度となっている。発生箇所としては、特に世帯数の多い行橋校区周辺及び延永においての出火数がやや多くなっている傾向が認められる。

*資料Ⅰ.4.4「平成16年～平成24年の火災発生資料」

*資料Ⅱ.1.4「行橋市消防本部組織図」

本市の消防体制は、消防組織法に基づき、常備消防機関として行橋市消防本部及び行橋市消防署が設置されている。また、非常備消防機関として行橋市消防団が校区単位を基本とした9分団、女性消防団が1分団、計10分団組織されている。消防団員数は、定員580人に対し528人と91%の充足率になっているが、平均年齢が46.1歳、50歳以上の団員比率が約40%(60歳以上は15%)と高齢化が進みつつある。

本市における消防水利は、消火栓が941基(公設908基、私設33基)、防火水槽が200基、その他水利1箇所、計1,141基設置されているが、消火栓の割合が約80%以上とそのほとんどを占める形になっている。

消防施設のうちの消防ポンプ車は、消防署に3台、消防団に4台、また小型動力ポンプ29台(うち23台は小型動力ポンプ積載車)が消防団に配備されている。その他に、救急自動車3台、救助工作車が消防署に1台配備されている。なお、行橋消防署には、中高層建築物の火災への対応が可能な30m級のはしご付消防自動車が平成18年に配備されている(H24.4.1現在)。

消防機構や消防水利等に関する課題としては、「消防団員の高齢化」や「消防水利未設置地区の解消」、「防災倉庫資機材の多様化や更新」等が挙げられる。

【計画目標】

1. 消防施設の整備・保全

- 1) 「消防力の整備指針」に基づき年次計画により消防施設・機械等の整備、更新を行っていくとともに、機械の新鋭化・効率化を図る。
- 2) 多様化する火災形態に対応するため、地域の実情に応じて、はしご付消防自動車及び消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車等の更新・整備を推進する。
- 3) 初動及び活動体制を確保するため、消防署所等の整備、無線通信情報システムのデジタル化及び個人装備等の整備を進める。
- 4) 消防施設等の保全

消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の性能点検並びに整備を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。

2. 消防水利施設の整備

- 1) 消防水利は人工水利(消火栓、防火水槽、プール)と自然水利(河川、池)とに分けられるが、市街化の進行につれ自然水利の利用が困難になりつつあるので、人工水利を消防水利の主体として整備を進める。
- 2) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に、「消防水利の基準」に基づき消防水利を年次計画により整備していく。
 - ア. 消火栓については、水道管理設時に随時設置する。
 - イ. 防火水槽については、用地確保の問題があるため、公共用地(公園・空地等)を中心とした設置を考慮して整備を進めていく。
 - ウ. 防火水槽や耐震性貯水槽の充実

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、防火

水槽や耐震性貯水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保を推進していく。

エ. 消防水利の不足、道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3. 消防団の強化

1) 消防団組織の整備と防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設・装備及び活動資機材の充実・強化を図るとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備する。

また、消防団の各分団相互間における消防活動の協力体制強化を図る。

2) 消防団員の確保については、基本団員(全ての活動に参加)の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。

3) 召集伝達網を通じての召集、参集実施訓練等、消防団員に対する訓練を強化する。

4) 消防団活性化対策の推進

消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るためソフト面、ハード面からの活性化計画を推進する。

ア. 消防団拠点施設、安全装備(防火衣等)の整備拡充

イ. 報酬、出動手当の適正な引き上げ

ウ. 退職報償金や公務災害補償の充実についての要望

エ. 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用

オ. 教養研修、レクリエーション活動の整備充実

カ. 地域毎の女性消防団等の設置に向けた検討

5) 消防団と自主防災組織の合同訓練の推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、防災体制の中核として、また中心的な実働部隊として大きな役割を持つ組織である。したがって、消防団員や消防団OBは地域の自主防災組織の牽引的存在となり、その立場を生かした消防訓練等を指導する。

6) 消防団員の教育訓練

消防本部・消防署は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校等に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練計画等を策定し実施するものとする。

4. 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

5. 消防計画の策定

消防本部・消防署は、消防計画を策定し、毎年検討を加え必要に応じて修正するものとする。また、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における、消防機関の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について消防計画を定めておく。

6. 市町村相互の応援体制の強化

消防本部・消防署は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、隣接市町との相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図る。

7. 火災予防活動の強化

1) 住民に対する啓発

消防本部・消防署は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器(住警器)の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきりまたは一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

2) 火災予防の広報を活発に行うとともに、消防訓練、避難訓練を通して、住民の防火意識の高揚を図る。

3) 消防本部・消防署は、消防法に規定する予防査察あるいは講習会等を通じ、防火管理、消防設備の維持、防火、避難誘導訓練の徹底を図る。

4) 民間防火組織の育成を図り、住民の防災行政への参加を求め、本市の防災活動を強化する。特に、地震発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

5) コミュニティ(小学校区)単位で地域の防災を強化する核づくりのため、コミュニティ防災センターの整備を検討する。

6) 文化財施設における防火体制を強化するため、自主防災組織の編成を推進するとともに、文化財保護意識の向上のため住民への啓発等を行う。

7) 消防機関は、車両火災における人命救助の方法、避難誘導、建物への延焼防止、火災現場周辺(積載物を含む)の危険物対策、関係機関との連絡等について計画を策定するものとする。

8) 船舶火災予防の推進

市は、第七管区海上保安本部、その他関係機関と緊密な連携を保ち、埠頭、係留中の船舶の火災予防について計画を策定するものとする。

9) 火災予防運動の推進

消防機関は、以下の事項について火災予防運動を推進する。

ア. 春秋火災予防運動の普及啓発

イ. 報道機関による防災意識の普及

ウ. 講習会、講演会等による一般啓発

第2項 火災危険箇所等の防火対策

【現 況】

本市には火災危険区域として指定されている地域はないが、行橋北や行橋南校区では建物が密集している傾向が見られ、また古くからの集落が多い叢島や椿市、延永校区では木造家屋が多くなっており、火災に対して注意が必要な地域として挙げられる。また、建築物が密集する用途地域(準住居、近隣商業、商業)では、火災の危険を防ぐため準防火地域として指定されている。

【計画目標】

1. 危険箇所火災予防対策

(1) 防火対策

- 1) 火災危険箇所を中心に、各地区に適合した消防水利の整備を図る。
- 2) 火災危険箇所における延焼を防止するため、都市計画道路の整備や市街地の再開発について大規模火災に対処する防火機能導入を含めた検討を行う。また、建築物の不燃化を検討する。
- 3) 延焼拡大のおそれのある地域の指定について検討し、あらかじめ出動部隊数、消防機関よりの順路、水利、爆発物件、引火物件、その他危険物件の所在、避難誘導等の人命救助の方法等を策定しておく。
- 4) 建物や道路の現況を把握し、総合的、系統的に火災危険箇所や延焼危険区域を想定し、それに対応した防災対策を検討する。
- 5) 消防車の進入が困難な地区においては、特に初期消火が重要となるので、自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。
- 6) 防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防意識の一層の普及を図る。
- 7) 文化財防火設備を充実するとともに、自主防災組織の編成を推進する。

(2) 住民への啓発

1) 地域防災体制の確立

講習会や防災訓練により住民の防火意識の高揚を図るとともに、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。

2) 火災予防意識の普及

毎年、火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防意識の普及向上に努める。

3) 初期消火の徹底

地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに家庭及び職場での徹底を図るため消火機器の設置を指導する。

4) 住宅用防災機器の設置

住宅における火災の発生を未然に防止、あるいは早期に感知・報告するため、住宅用防災機器の設置を推進する。

2. 特殊建築物火災予防対策

特殊建築物とは、学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、大規模小売店舗、その他これらに類する用途に供する建築物である。

- 1) 特殊建築物の安全性を確保し、災害を防止するため、定期的な検査の実施、保守状況の報告を促進する。
- 2) 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業所その他多数の者が出入りし、勤務し、または居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の選任を促進し、併せて予防査察を実施し、火災予防の徹底を図る。また、防災性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん等の使用について指導し、火災が発生した場合の火災拡大の危険性を排除する。

第3項 林野火災予防対策

【現 況】

本市の北西部にはカルスト台地で有名な平尾台が広がっており、多くのハイカーや観光客等が訪れている。それもあって、年に数件の林野火災がこの平尾台を中心に発生している。

【計画目標】

1. 監視体制等の強化

(1) 消防本部・消防署

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。また、県の配置する森林保全巡視員と連携し、林野火災の予防の強化を図る。

1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講ずる。

2) 火災警報の周知徹底

住民や入山者への火災警報の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用する他、広報車による巡回広報等を通じ周知徹底を図る。

3) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法第21条及び第22条に基づく市長の許可については、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整を図る。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

4) 火入れ等の制限

ア. 気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。

イ. 市長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例等に基づき期間を限って一定区域内の火入れの差し止め等を制限する。

(2) 国（福岡森林管理署）

国有林野事業実施中における失火の防止、一般入山者によるタバコの不始末や焼畑等からの類焼を防止するため、監視を強化する。

2. 予防施設等の整備

関係機関は、林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に、簡易防火用水等の火災予防用設備を重点的に配備する等の検討を行う。

また、11月～3月までの火災多発期間には、予防対策を強化する。

(1) 消防本部・消防署並びに市

- 1) 防火水槽の増強
- 2) 自然水利用施設の増強
- 3) ヘリポート・補給基地の整備

(2) 国（福岡森林管理署）

国有林にかかる防火線並びに林道の整備保全を要請する。

(3) 関係機関（管理者等）

- 1) 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水の整備
- 2) 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備

3. 林野火災対策用資機材の整備

消防本部・消防署は、消防力の強化のため、空中消火用資機材、小型動力ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェンソー、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

4. 防火意識の普及

消防本部・消防署は火災発生期を中心に、予防広報を積極的に推進する。

(1) 啓発活動

予防標識、警報旗等による入山者や林野周辺住民への予防措置の周知徹底を図る。また、林野火災予防運動の推進により広報活動等で、住民の林野火災防止意識の向上に努める。

(2) 火災予防運動の設定

春季・秋季に山火事防止月間を設け、広報誌等を活用し周知徹底を図る。

第4項 防火管理体制の強化対策

【現況】

本市における防火対象物は、共同住宅や工場・事務所、商業施設等の691箇所を中心に計1,149箇所あり、このうちの11箇所が高層住宅である(平成24年福岡県消防年報)。また、防火対象物に該当する地下街は無い。

消防本部は、火災に対処できるように消防法(昭和23年法律第186号)等に基づき、消防体制の強化を図り防災活動の万全を期することを主眼として、防火管理及び消防同意についての指導を行っている。

【計画目標】

1. 防火管理体制の強化対策

消防本部・消防署は、防火管理者を選任しなければならない防火対象物、及び消防設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の処置をとる。

- 1) 防火対象物には必ず防火管理者を選任し、また現任防火管理者に対し講習会を開催する等により、その資質の向上を図るようとする。
- 2) 防火対象物の管理権限者に対し、消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、自衛消防組織の充実、促進、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。
- 3) 消防用設備等の設置検査の際に、管理権限者に対して必要な指導を行う。

2. 消防同意制度の効果的な運用

建築物の規模、構造、用途に応じ、それぞれ適応した消防用設備等をはじめ、防火に関する規定に違反していない条件として建築主事が行う建築確認の同意を行い、完成後の検査と維持管理の指導を実施して都市防災を推進する。

3. 火災予防条例の運用

消防本部は、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した「火災予防条例」の効果的な運用により、火災の発生を未然に防止する。また、不特定多数の者が出入する施設は、火を使用する設備の維持管理や避難施設等の適切な管理を確保するため、予防査察や各種広報手段により啓発や指導を行う。

第5項 予防指導・査察計画

【現 況】

消防本部・消防署は、消防法等に基づき教育施設、病院、事業所等多数の者が出入り、勤務または居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を実施し、また、通報・避難・消火等の訓練の実施及び消防計画作成の指導を行っている。

【計画目標】

1. 予防指導、査察計画

(1) 予防査察の実施

消防本部・消防署は、消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、地域などに応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

(2) 立ち入り検査

消防本部・消防署は、消防法等に基づき、学校、病院、事業所等多数の者が出入り、

勤務、または居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立ち入り検査を実施するとともに、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を行う。また、危険物施設の立ち入り検査を適宜実施し、強力な行政指導を行う。

(3) 特別予防査察

火災予防上必要な場合、適宜特別予防査察を行う。

(4) 火災警報発令中には、火気使用施設、設備に対する指導・査察を重点的に実施する。

2. 消防業務計画の見直し

消防本部・消防署は、火災の予防に関する事項、火災以外の防御、被害の軽減に関する事項及び救急業務に関する事項等について、必要に応じ計画の見直しについて検討する。